

日高市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

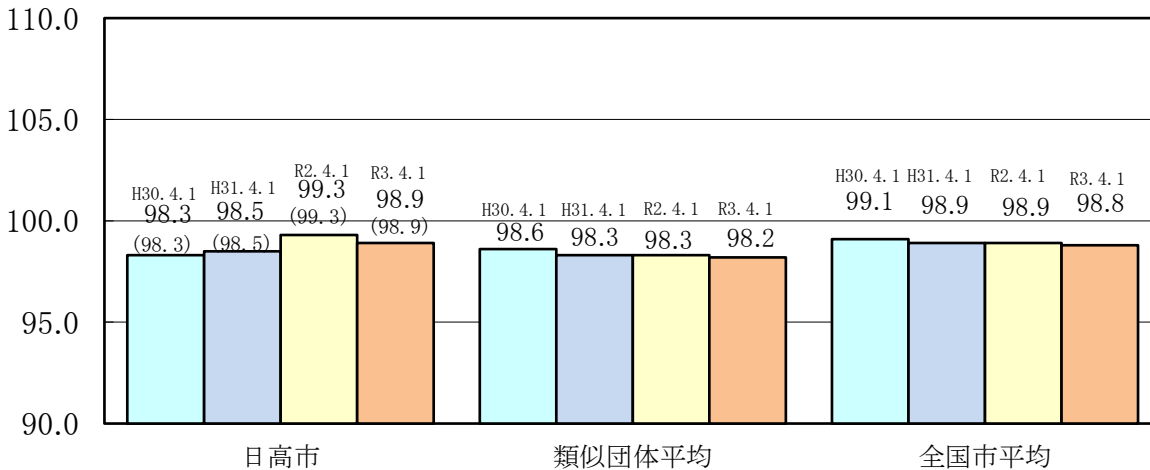
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元 年度の人件費率
令和 2年度	人 55,294	千円 25,090,786	千円 1,213,702	千円 3,049,321	% 12.2	% 15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2年度	人 322	千円 1,198,825	千円 206,435	千円 489,564	千円 1,894,824	千円 6,283	千円 6,080
		事業費支弁に係る職員給			128,345		

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 ※算出方法 補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告の内容を踏まえ、平均2.1%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、日高市においても3%を支給。

③ その他の見直しの内容

なし

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
日高市	44.5 歳	333,900 円	397,652 円	372,807 円
埼玉県	42.0 歳	319,815 円	418,771 円	368,115 円
国	43.0 歳	325,827 円	— 円	407,153 円
類似団体	41.6 歳	310,333 円	391,928 円	355,723 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
日高市	55.8 歳	6 人	320,300 円	348,367 円	346,467 円	調理士	43.7 歳	267,400 円	1.3
うち学校給食員	55.8 歳	6 人	320,300 円	348,367 円	346,467 円	調理士	43.7 歳	267,400 円	1.3
埼玉県	56.3 歳	193 人	340,446 円	393,589 円	378,710 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	—	328,603 円	—	—	—	—
類似団体	52.0 歳	20 人	327,371 円	382,337 円	359,764 円	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
日高市	—	—	—
うち学校給食員	5,807,004 円	3,555,900 円	1.63

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
 （平成30年～令和2年の3ヶ年平均）
 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	日 高 市	埼 玉 県	国	
一般行政職	大学卒	188,700 円	191,664 円	182,200 円
	高校卒	160,100 円	157,333 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	157,400 円	159,872 円	— 円
	中学卒	— 円	144,078 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

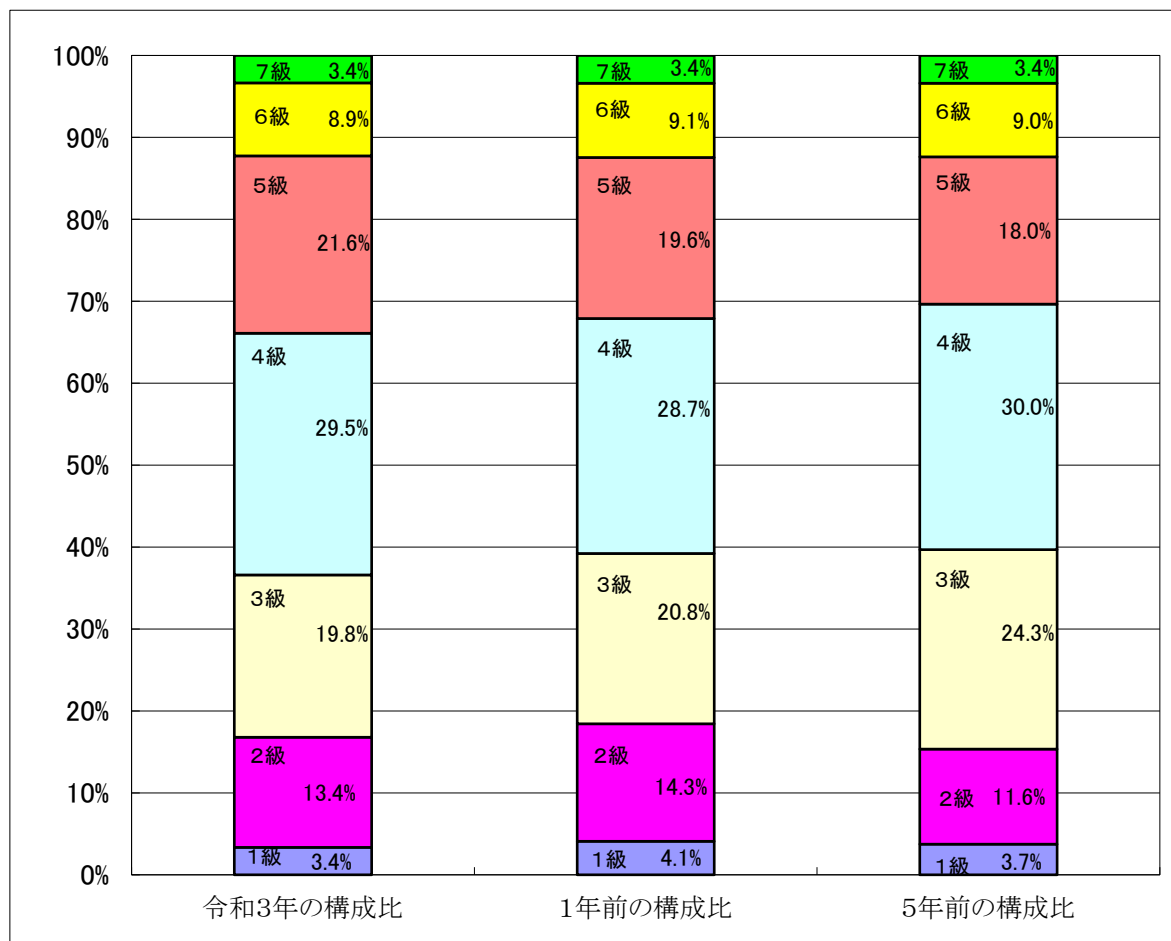
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	266,667 円	354,700 円	375,688 円	388,883 円
	高校卒	223,567 円	297,067 円	363,667 円	383,825 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

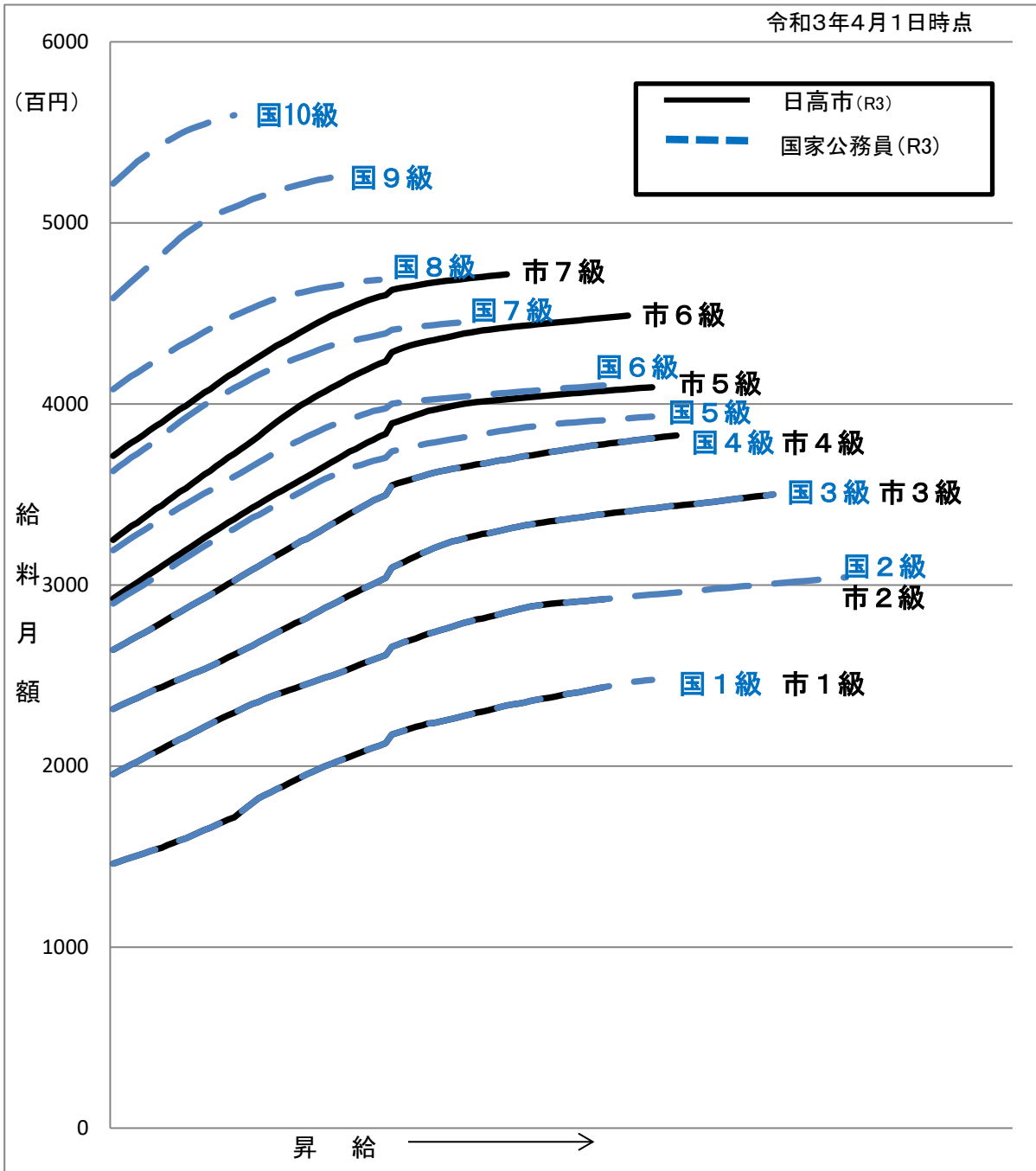
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	9人	3.4%	371,300円	471,600円
6級	課長	24	8.9%	324,900	448,800
5級	主幹	58	21.6%	292,500	409,200
4級	主査	79	29.5%	264,200	382,600
3級	主任	53	19.8%	231,500	350,000
2級	主事	36	13.4%	195,500	292,100
1級	主事補	9	3.4%	146,100	243,500

- (注) 1 日高市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（日高市）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和2年度）

日高市		埼玉県		国	
1人当たり平均支給額 1,594 千円		1人当たり平均支給額 1,671 千円		-	
(支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		(支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		(支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（日高市）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

日高市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 5,348 千円 21,417 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した企業職を除く全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 日高市は埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものである。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		42,522 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		120,458 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	3%	353 人	3%

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）	1,689 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	17,784 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	26.7 %
手当の種類（手当数）	12

手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価	
税務事務手当	市税（国民健康保険税を含む。）の賦課及び徴収のため、1日について4時間以上現場で直接その事務に従事した職員	日額	300 円
防疫作業手当	感染症防疫作業又は家畜伝染病防疫作業に従事した職員	日額	300 円
	人体に有害な薬品を使用して防除作業に従事した職員		
土木業務手当	土地の測量・工事の監督又は工事検査のために1日について4時間以上現場で直接その業務に従事した職員	日額	300 円
社会福祉業務手当	行旅死亡人、変死人の取扱い又は収容業務に従事した職員	1 件	5,000 円
	行旅病人の取扱い又は収容業務に従事した職員	1 件	1,000 円
	社会福祉の現業に従事した職員	月額	3,000 円
清掃業務手当	清掃作業業務に従事した職員	日額	300 円
	動物の死体処理業務に従事した職員	1 件	500 円
公害調査業務手当	公害調査業務に従事した職員	日額	300 円
災害出務手当	災害が発生又は発生のおそれがある場合においてその職務に従事した職員	1 件	300 円
保育業務手当	保育所において保育の業務に従事した保育士職員	月額	2,500 円
公共用地等交渉業務手当	用地買収又は換地精算の交渉業務に従事した職員	日額	500 円
下水処理業務手当	排水設備竣工検査に従事した職員	1 件	100 円
	浄化センターにおいて、下水処理業務に従事した職員	日額	200 円
	汚水に直接触れてする作業その他の著しく不快な業務に従事した職員	日額	450 円
保健指導業務手当	保健師の業務に従事した職員	月額	2,500 円
	栄養士の業務に従事した職員		
	精神保健福祉業務に従事した職員		
技術手当	廃棄物処理施設技術管理者、電気主任技術者、電子計算技術者、ボイラー運転技士、衛生管理者でその業務に従事した職員	月額	2,500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	60,834 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	238 千円
支給実績（令和元年度決算）	70,192 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	289 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、5,000円を加算	同じ		千円 39,311	円 238,248
住居手当	借家等居住者 家賃額に応じて支給 28,000 円を限度	同じ		17,235	265,154
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 運賃等相当額 ②交通用具（自家用自動車等）利用者 距離に応じた定額 2,000 円～31,600 円	同じ		14,730	50,446
管理職手当	部長級 66,400 円（参事 57,500円） 課長級 49,900 円 主幹級 35,700 円	異なる	支給区分・支給額が異なる	51,296	493,233
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日等に勤務した場合	同じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		—	—
宿日直手当	①一般 4,400 円 ②年末年始 13,200 円	異なる	【国】 年末年始4,400円	1,179	7,147

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	858,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 455,000 円
	副市長	728,000 円	885,000 円 / 547,600 円
報 酬	議 長	429,000 円	737,000 円 / 366,000 円
	副議長	373,000 円	653,000 円 / 294,000 円
	議 員	349,000 円	591,000 円 / 266,000 円
期末手当	市 長	(令和2年度支給割合) 6月期 2.225 月分	
		12月期 2.225 月分	
		計 4.45 月分	
	副市長	(令和2年度支給割合) 6月期 2.225 月分	
		12月期 2.225 月分	
		計 4.45 月分	
退職手当	市 長	(算定方式) $858,000 \times \text{在職月数} \times 0.35 \times 115 / 100$ (1期の手当額) 16,576,560 (支給時期) 任期ごと	
	副市長	$728,000 \times \text{在職月数} \times 0.21 \times 115 / 100$ 8,438,976 任期ごと	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

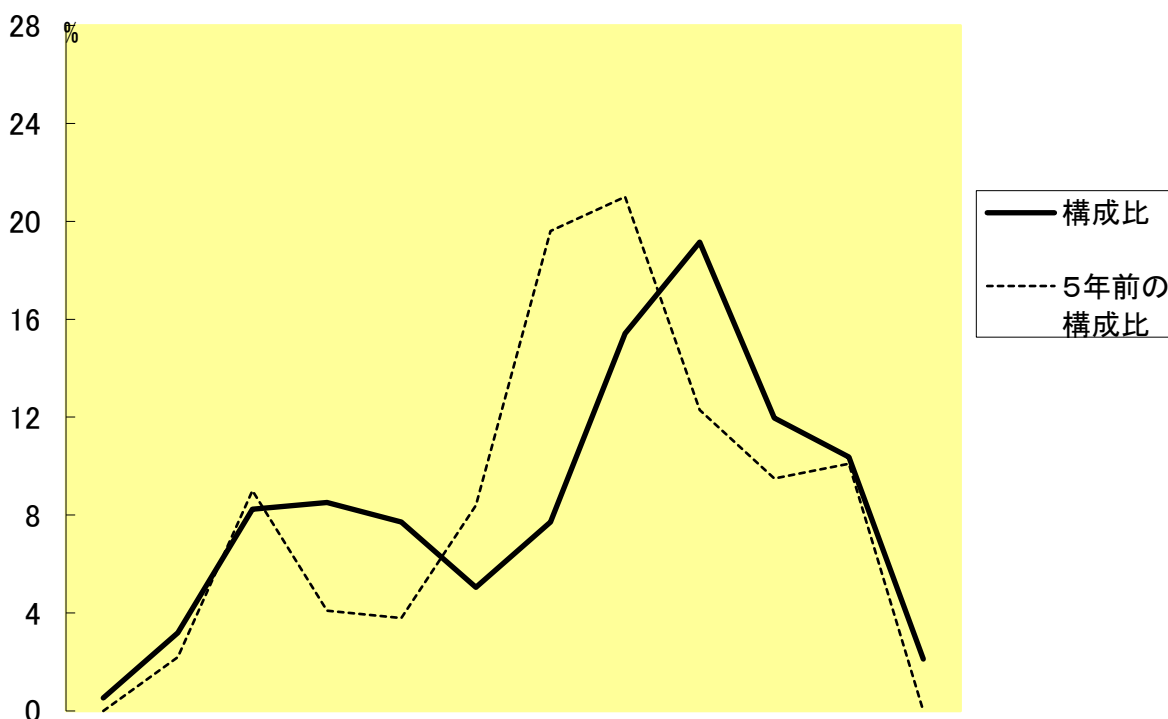
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数 (人)		対前年増減数 (人)	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政	議 会	5	5	0	
		総 務	83	88	5	・広報・人事業務の充実により増員を行った。 ・再任用職員のフルタイム化により増員を行った。
		税 務	26	27	1	・育休職員分の調整
		労 働	1	1	0	
		農 水	5	6	1	・再任用職員のフルタイム化により増員を行った。
		商 工	6	6	0	
		土 木	39	38	△1	・区画整理業務の縮小により減員を行った。 ・建築指導業務の充実により増員を行った。
	小 計	165	171	6		
	福祉関係	民 生	76	76	0	
		衛 生	25	29	4	・ワクチン接種担当の創設により増員を行った。
		小 計	101	105	4	
	計	266	276	10	<参考> 人口1万当たり職員数 49.91人 (類似団体の人口1万当たり職員数 50.28人)	
	教育部門	55	55	0		
	消 防	1	1	0		
普通会計部門計	322	332	10	<参考> 人口1万当たり職員数 60.04人 (類似団体の人口1万当たり職員数 63.64人)		
公営企業等 会計部門	水 道	16	16	0		
	下水道	11	12	1	・下水道業務の充実により増員を行った。	
	その他	16	16	0		
	小 計	43	44	1		
合 計	365 [380]	376 [392]	11	<参考> 人口1万当たり職員数 68.00人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上
23	27	31	35	39	43	47	51	55	59		

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	12人	31人	32人	29人	19人	29人	58人	72人	45人	39人	8人	376人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		264	267	269	271	266	276	12 (4.5%)
教育		59	56	54	56	55	55	△4 (△6.8%)
消防		1	1	1	1	1	1	- (-%)
普通会計計		324	324	324	328	322	332	8 (2.5%)
公営企業等会計		43	43	44	42	43	44	1 (2.3%)
総合計		367	367	368	370	365	376	9 (2.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度 の総費用に占める職 員給与費比率
令 和 2 年度	千円 1,042,541	千円 273,856	千円 108,845	% 10.4	% 10.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 団体 平均一人当た り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令 和 2 年度	人 16	千円 66,512	千円 14,168	千円 28,165	千円 108,845	千円 6,803	千円 6,045

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。
 4 団体平均とは、政令指定都市以外の市町村における同種の職員についての平均である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
日高市	歳 44.7	円 373,600	円 520,292
団体平均	歳 45.3	円 335,096	円 502,816
事業者	歳 —	円 —	円 —

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和2年度）

日 高 市	団体平均
1人当たり平均支給額 1,760 千円	1人当たり平均支給額 1,480 千円
(支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	—

- (注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。
 2 団体平均とは、政令指定都市以外の市町村における同種の職員についての平均である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

日 高 市			団 体 平 均	
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	16,310 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 団体平均とは、政令指定都市以外の市町村における同種の職員についての平均である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		2,156 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		134,732 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	3 %	16 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		140 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		10,746 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		81.3 %	
手当の種類（手当数）		4	
手当の名称	支給を受ける者の範囲	左記職員に対する支給単価	
水道技術管理者手当	水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に定める資格を有し、水道法（昭和32年法律第177号）第19条第2項に定める業務に従事する職員	月額	2,500 円
電気主任技術者手当	電気主任技術者として、浄水場等の自家用電気工作物の維持管理及び運用に関する業務に従事する職員	月額	2,500 円
現場業務手当	水道施設の点検若しくは洗浄作業、流末の水質検査、測量、工事の監督若しくは検査、洗管作業又は給水作業のために1日について4時間以上現場で直接その業務に従事した職員	日額	300 円
緊急出勤手当	正規の勤務時間以外の時間に、水道業務のため緊急に出勤した職員	1件	500 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	5,153 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	468 千円
支給実績（令和元年度決算）	5,539 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	554 千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、5,000円を加算	同 じ		千円 2,664	円 266,400
住居手当	借家等居住者 家賃額に応じて支給 28,000円を限度	同 じ		535	178,400
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 運賃等相当額 ②交通用具（自家用自動車等）利用者 距離に応じた定額 2,000円～31,600円	同 じ		839	52,425
管理職手当	部長級 66,400円 課長級 49,900円 主幹級 35,700円	同 じ		2,681	536,160
休日勤務手当	祝日及び年末年始の休日等に勤務した場合	同 じ		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同 じ		—	—
宿日直手当	①一般 4,400円 ②年末年始 13,200円	同 じ		—	—